

平成30年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成30年3月1日（木曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 教育行政報告
- 第6 市政並びに教育行政執行方針演説
- 第7 報告第1号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第2号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第3号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第4号 例月出納検査結果報告
- 第11 報告第5号 定期監査報告
- 第12 報告第6号 美唄市国民保護計画変更報告の件
- 第13 議案第15号 美唄市の休日に関する条例等の一部改正の件
- 第14 議案第16号 美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件
- 第15 議案第17号 美唄市立学校設置条例の一部改正の件
- 第16 議案第18号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件
- 第17 議案第19号 美唄市火災予防条例の一部改正の件
- 第18 議案第20号 美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件
- 第19 議案第21号 美唄市国民健康保険条例の一部改正の件
- 第20 議案第22号 美唄市医療費助成条例

の一部改正の件

- 第21 議案第23号 美唄市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正の件
- 第22 議案第24号 美唄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件
- 第23 議案第25号 美唄市認定こども園条例の一部改正の件
- 第24 議案第26号 美唄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第25 議案第27号 美唄市介護保険条例の一部改正の件
- 第26 議案第28号 美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 第27 議案第29号 美唄市中小企業等振興条例の一部改正の件
- 第28 議案第30号 美唄市都市公園条例の一部改正の件
- 第29 議案第31号 市道路線の廃止の件
- 第30 議案第2号 平成29年度美唄市一般会計補正予算(第8号)
- 第31 議案第3号 平成29年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第2号)
- 第32 議案第4号 平成29年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)
- 第33 議案第5号 平成30年度美唄市一般会計予算
- 第34 議案第6号 平成30年度美唄市民バス会計予算
- 第35 議案第7号 平成30年度美唄市国民健康保険会計予算

- 第36 議案第8号 平成30年度美唄市下水道会計予算
- 第37 議案第9号 平成30年度美唄市介護保険会計予算
- 第38 議案第10号 平成30年度美唄市介護サービス事業会計予算
- 第39 議案第11号 平成30年度美唄市後期高齢者医療会計予算
- 第40 議案第12号 平成30年度市立美唄病院事業会計予算
- 第41 議案第13号 平成30年度美唄市水道事業会計予算
- 第42 議案第14号 平成30年度美唄市工業用水道事業会計予算

総務部長	中平匡司君
市民部長	村谷宗義君
保健福祉部長兼福祉事務所長	平泉宮子君
経済部長	市川厚記君
都市整備部長	西尾正君
市立美唄病院事務局長	小橋一夫君
消防長	相馬一司君
総務部総務課長	村上孝徳君
総務部総務課長補佐	置田孝浩君

教育委員会教育長	星野恒徳君
教育委員会教育部長	森川治君

選挙管理委員会委員長	高田豊君
選挙管理委員会事務局長	(村上孝徳君)

農業委員会会長	今田邦彦君
農業委員会事務局長	佐々木武君

監査委員	後藤樹人君
監査事務局長	永森峰生君

◎事務局職員出席者

事務局長	三上忠君
次長	濱砂邦昭君

午前10時00分 開会

●議長小関勝教君 ただいまより、本日をもって招集されました平成30年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

◎出席議員（14名）

議長	小関勝教君
副議長	土井敏興君
1番	丸山文靖君
2番	吉岡建二郎君
3番	松山教宗君
4番	川上美樹君
5番	楠徹也君
6番	森川明君
7番	本郷幸治君
8番	吉岡文子君
9番	山崎一広君
10番	桜井龍雄君
11番	谷村知重君
13番	金子義彦君

◎出席説明員

市長	高橋幹夫君
副市長	藤井英昭君

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番 松山教宗議員、

4番 川上美樹議員

を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月22日までの22日間とし、うち3月2日ないし3月6日、3月9日ないし3月21日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長小関勝教君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に日程の第5、教育行政報告に入ります。

教育長。

●教育長星野恒徳君(登壇) 平成30年第1回市議会定例会にあたり、教育行政の主なものについて、ご報告申し上げます。

補助金の不正受給について申し上げます。

平成26年度「イリス弦楽四重奏団美唄コンサート」並びに「風間杜夫落語独演会&トークショー」の2つの補助事業に対して交付した美唄市民会館文化補助事業補助金について、虚偽の補助申請及び補助事業等実績報告書の提出があった可能性があるとして、去る2月7日、個人連名による調査依頼書が美唄市教育委員会に提出されたところでございます。

この調査依頼を受け、本年2月13日、美唄市教育委員会補助金等交付教育委員会規則に基づき、当時、当該補助金の申請ほか、書類作成に関わった特定非営利活動法人美唄市文化協会関係者への聞き取り及び関係諸帳簿等を調査した結果、イリス弦楽四重奏団美唄コンサートについては、特定非営利活動法人美唄市文化協会の当時の理事長及び職員1名により、美唄市民劇場の主催事業とする虚偽の補助申請及び事業等実績報告書が提出されるとともに、領収書の改ざん、架空の領収書の作成の事実が確認されたところでございます。

さらに、前述2名については、当該事業について、特定非営利活動法人美唄市文化協会を主催者として、独立行政法人日本芸術文化振興会からも補助金を受給し実績報告書を提出するなど、二重の収支計算と判断される補助金手続きがなされていることが確認されました。

また「風間杜夫落語独演会&トークショー」についても、市教育委員会補助金の交付規定

に違反するものと判断される不適切会計処理が確認されたため、これら補助金手続きに関与した前述2名について、詐欺罪及び横領罪により補助金を不正受給した可能性があるものとして、平成30年3月2日、刑事告訴することといたしました。

以上申し上げまして、報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に日程の第6、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 平成30年第1回市議会定例会にあたり、市政執行について、私の所信を申し上げます。

私が、市長2期目の重責を担わせていただいてから、2年7カ月が過ぎ、本年は私が目指すまちづくりに向けては、実質的な締めくくりに取り組む重要な年であります。

これまで、『びばい未来交響プラン・第6期美唄市総合計画後期基本計画』や『美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に関して、事業の選択と集中を徹底し、行財政改革を堅実に進めてきたほか、私が皆さんにお約束したふるさと美唄の創生に向けたさまざまな取り組みを全力で取り組んでまいりました。

平成30年度におきましても、厳しい時代の変化に対応しながら、将来にわたり持続可能な自治体経営を推進するため策定した美唄市中期財政運営基本方針に基づき、市民の皆さんとの協働によるまちづくりに、全身全霊を傾注して取り組んでまいります。

平成30年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

私は、協働のまちづくりに向けては、「人材」

の育成が必要であり、積極的で意欲的なまちづくりへの参画を促すためには、さまざまな情報を発信・共有していくとともに、創意工夫による広報広聴活動を展開していくことが重要であると考えております。

そのため、美唄サテライト・キャンパス事業や認知症サポーター養成講座、子育てサポーター制度などを通じて、まちづくりを担う「人材」の育成を図るとともに、市民の皆さんとの双方向の情報交流による協働のまちづくりを推進しながら、『びばい未来交響プラン』で掲げた都市像の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、平成30年度の主要施策について申し上げます。

『びばい未来交響プラン後期基本計画』の取り組み一覧である『事務事業インデックス第Ⅲ期』や『美唄市中期財政運営基本方針』を基本として、事業のスクラップアンドビルドや選択と集中を行いながら、『美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を推進させるため、地方創生関連交付金などの有利な財源を活用して、経済振興や安全・安心な暮らしに立脚した市民生活の向上に取り組んでまいります。

初めに「人と情報が行き交いにぎわいが生まれるまちづくり」であります。

農商工連携については、引き続き、農商工連携推進助成事業により生まれた商品が美唄ブランドとして定着するよう情報提供の強化や販路開拓支援のフォローアップを行ってまいります。

また、「食」や「農」など本市ならではの地域資源を最大限に生かした新商品開発や付加

価値向上の取り組みを推進するほか、道や関係機関と連携して6次産業化に向けた取り組みなどを支援してまいります。

農業振興については、農業を取り巻く時代の変化にしっかりと対応していくため、国営農地再編整備事業や道営農地整備事業を推進し、担い手への農地の集積や集約化を図るなど、生産条件の改善を進めるほか、農道、排水路などの適切な維持管理に努め、本市の基幹産業である農業の経営基盤強化を図ってまいります。

また、農業改良普及センターや農業協同組合などと連携し、水稻、畑作物の栽培試験や鳥獣による農作物の被害防止に取り組むほか、農業協同組合が生産を振興するハスカップやアスパラガスの作付定着と生産拡大に向けた支援を継続してまいります。

担い手の育成・確保に向けては、女性や若手農業者に対して、経営感覚や営農技術の向上のための取り組みを積極的に支援するほか、新規就農につながる研修などに対し、新たに支援してまいります。

さらに、農業者が主体となった、農業・農村の多面的機能を維持・発揮する取り組みや環境保全型農業の取り組みを支援し、消費者に信頼される産地づくりを推進してまいります。

商工業振興については、企業の経営基盤の強化を図るため、企業の事業拡張や新たな投資に対して支援を行うほか、商品開発や販路拡大、人材育成等に対する支援を行うとともに、国や道などのものづくり産業に対する支援制度の情報提供などに努めてまいります。

また、中心市街地の活性化を図るため、商

業組織等が行う買い物バスの運行やまちなか交流広場でのイベントに対して引き続き支援するとともに、商工会議所や関係機関と連携を図りながら、創業支援をはじめ、魅力ある商店街づくりや安定した経営ができる商業環境づくりに努めてまいります。

さらに、空知団地への企業誘致活動を推進するため、美唄ハイテクセンターへサテライトオフィスなどの誘致を行うほか、本市の利雪の取り組みを広くPRするとともに、国や道の国土強靱化計画等と連動し、ホワイトデータセンター構想や食料備蓄拠点構想の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

観光・交流については、国内外観光客の誘致に向けた観光や物産のプロモーション活動をはじめ、中華大学観光学部との連携などにより、本市の魅力を広く情報発信して、交流人口の拡大に努めてまいります。

サイクルツーリズムの振興に向けた観光客の受入環境については、今春、交流拠点施設にオープン予定のサイクリストや外国人にも対応する宿泊棟と、市内外のサイクリングコースとの連携により、誘客促進につなげるとともに、サイクリングガイドの育成にも取り組んでまいります。

さらに、農業体験や日本文化体験、住民との交流など、本市で体験できるさまざまなツーリズムへ積極的にアプローチしていくため、市内事業者や関係団体を中心とする観光地域づくり推進組織の創設を加速させるほか、地域おこし協力隊の制度を活用し、インバウンドへのホスピタリティの向上につなげる取り組みを行うなど、受入環境の整備に努めてまいります。

ふるさと納税については、本市への納税について積極的にPRを行うとともに、美唄ならではの魅力ある返礼品の掘り起こしを行い、新規納税者やリピーターの確保に努めてまいります。

移住・定住の推進については、住宅の新築や中古住宅を購入した転入者及び札幌市にJR特急定期券を利用して通勤する転入者への助成を継続するとともに、市所有の分譲地を購入した方への助成を新たに行ってまいります。

公共交通については、市内バス路線再編に向け、昨年実施した実証運行を踏まえ、効率的かつ利便性の高い公共交通となるような路線に再編し、本格運行の早期実現に向けて取り組んでまいります。

乗合タクシーにつきましても、バス路線の再編に合わせ、運行区域の見直しなど、利便性の向上を図ってまいります。

また、持続可能な公共交通を目指し、本格運行の開始に合わせて、市民バス・乗合タクシーの料金改定を検討してまいります。

情報化推進については、インターネットなどの活用により、市民生活に必要な情報を迅速かつ的確に提供し、情報の共有を図るとともに、市民の皆さんが活用しやすいように、行政情報の二次的利用などのICTの活用方策に関して調査・検討を行ってまいります。

また、光回線サービスエリアの拡大に向けて、引き続き関係企業などへ働きかけてまいります。

総合情報住民システムについては、外部データセンターでシステムを運用する自治体クラウドに移行したことにより、セキュリティ

対策のさらなる強化や災害時における行政事務の停滞防止を図り、住民サービスの向上及び行財政運営の安定・効率化に努めてまいります。

次に「人と文化を育み交流が広がるまちづくり」であります。

子育て支援については、妊娠・出産の希望をかなえる支援策として、不妊治療費の一部助成を継続するとともに、多子世帯で入所している第2子以降で3歳未満の子どもの保育料を補助するほか、病気の子どもを一時的に保育する病児保育室を、引き続き運営してまいります。

へき地保育所については、入所児童の推移を見極めながら、今後のあり方について特別保育事業協議会や地域との協議を進めてまいります。

びばいっこすくすくプランについては、平成32年度からはじまる第2期の計画策定に向けた子ども・子育て支援に関するニーズ調査に併せて、こどもの貧困についての実態調査を実施するなど、地域社会全体で子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくりに努めてまいります。

学校教育については、必要な教育環境を整備するほか、美唄らしい特色ある教育を通じて、新しい時代を生き抜く資質・能力を育むとともに、学力や体力の向上、豊かな心の育成に努めてまいります。

芸術・文化・生涯学習については、市民の皆さんが意欲をもって主体的に多様な活動に取り組むことができるよう、文化施設の適切な管理運営とともに、学習の機会や情報の提供に努めてまいります。

生涯スポーツについては、市営野球場の改修を引き続き行うほか、スポーツ合宿誘致に向けた取り組みを推進し、地元指導者や競技者との交流を図るとともに、体力や年齢に応じた運動を通じて、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指してまいります。

なお、教育行政については、美唄市教育大綱に基づいた教育の振興に努めるとともに、教育委員会との協議・調整のもと、新たな大綱の策定に取り組んでまいります。

男女共同参画については、男女共同参画推進協議会などと連携を図りながら、誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりに取り組んでまいります。

また、男女共同参画に関する情報提供等を通じて女性登用への機運の醸成を図るほか、配偶者などからのDV被害などの悩みや問題に関する各種相談に対しては、関係機関との連携により迅速かつ的確な対応に努めてまいります。

平和施策については、「核兵器廃絶平和都市宣言」やまちづくりにおける理念として「平和の希求」を掲げており、核兵器の廃絶や世界の恒久平和の実現を願い、平和図書コーナーや平和ミニコンサートなど平和祈念事業を継続して行い、市民の皆さんとともに平和の大切さを啓発してまいります。

次に「豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり」であります。

自然保護については、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点として、宮島沼周辺に生息する鳥類の個体数や、沼の湿地環境を維持していくための基礎調査を継続しながら、水環境の改善に向けて取り組むとともに、地域の皆さ

んとの協働によるイベントの開催や環境学習などを通じて、ワイズユースを推進してまいります。

環境行動については、市民一人ひとりが環境問題について理解を深め、環境を大切にする行動が実践できるよう、消費者協会と連携したエコセミナーを開催するほか、出前講座やクリーン作戦の実施などを通じて、市民の皆さんの環境意識の高揚を図ってまいります。

ごみ処理については、分別説明会の開催をはじめ、町内会やサンアール推進員などと連携した活動を引き続き行うほか、ごみの減量化やリサイクル活動を推進し、資源の有効活用を含めた循環型社会の形成を図るとともに、不法投棄防止に向けた啓発活動を行ってまいります。

また、継続的かつ安定的にごみ収集運搬を行うため、経年劣化したごみ収集用平ボディ車とパッカー車を更新してまいります。

生ごみ堆肥化施設については、適切な維持管理を行うほか、この堆肥の有効活用に向けて取り組んでまいります。

最終処分場については、現状におけるごみ排出量に基づき推計した、埋め立て推定可能量や期間をもとに、今後の施設のあり方について方向性を示してまいります。

都市基盤整備については、人口規模に見合ったコンパクトな市街地の形成に向けた用途地域の見直しを主眼とする都市計画マスタープランの一部改訂や、市立美唄病院及び市役所を核とする周辺地区を含む、立地適正化計画や都市再生整備計画の策定を進めてまいります。

市道については、新たに中央団地線の整備

を進めるとともに、引き続きゆたかニュータウン1線、美培線の整備のほか、老朽化の著しい路線の改良舗装や側溝などの整備を進めてまいります。

橋りょうについては、学田橋、稻見橋及び道央自動車道に架かる跨道橋の補修工事を進めてまいります。

道路施設については、LED街路灯の設置を行う町内会等へ補助を継続し、LED化の促進を図ってまいります。

広域交通網の整備については、渋滞等の緩和のため、国道12号峰延道路の4車線化や道道美唄富良野線などの早期完成に向けて、国や道に引き続き要望してまいります。

除排雪については、冬道の安全対策が図られるよう国や道など関係機関と連携しながら、市民生活や経済活動の基盤となる道路・歩道の除排雪を行い、安全・安心な冬の暮らしの確保に努めてまいります。

また、冬期間の通行の安全確保のため、除雪ロータリ車を購入してまいります。

河川については、国や道と連携して、適切な管理に努めてまいります。

市営住宅については、老朽化した市営住宅を再編し、まちなかへ集約を行うため、建替に必要な調査を行ってまいります。

また、共練団地の長寿命化を図るため、外部改修を引き続き行ってまいります。

民間住宅については、高齢者が安心して暮らせるよう、バリアフリーや断熱改修に対する支援制度を継続してまいります。

上水道については、有収率の向上や赤水の解消を図るため、計画的に配水管改良事業や漏水調査を実施するとともに、水道管の耐震

化や浄水場の老朽設備の更新を進め、安全で安心な飲料水の供給に努めてまいります。

また、桂沢水道企業団の浄水場の更新を進めるとともに、水道事業の広域化に向けた検討を継続してまいります。

下水道については、污水处理区域における整備の拡大や水洗化を促進するとともに、浸水対策として雨水整備事業を進めるほか、マンホールポンプ所の設備を更新してまいります。

また、下水道処理区域外については、引き続き合併処理浄化槽を設置してまいります。

景観・緑づくりについては、市民や団体の皆さんとの協働により生ごみ堆肥を活用した花の植栽など、景観の向上や緑づくりに向けた活動を推進していくほか、公園施設については、適切な維持管理に努め、利用者の安全と快適な空間づくりに取り組んでまいります。

森林については、市有林の間伐などを行い、適正管理に努めるほか、森林資源の循環利用を推進するため、民有林の維持・保全の取り組みを、引き続き支援してまいります。

道が設立に向けた取り組みを進めている「道立林業大学校」については、森林資源の循環利用に向けて、森林づくりを担う人材の育成・確保を着実に進めるとともに、まちなぎわいや地域経済の活性化につなげるなど、道や関係機関と連携を図りながら、必要な対応に取り組んでまいります。

次に「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

保健については、びばいヘルシーライフ21第2期計画の中間評価で確認した運動と受動喫煙防止について、重点事業として引き続き

取り組むとともに、健康教育や健康相談事業を通して、市民の健康づくりを支援してまいります。

また、生活習慣の改善、ライフステージに応じた健康づくり事業では、乳幼児期からの食の健康づくり事業を推進するほか、がんの早期発見、早期治療につながる各種検診や感染症予防のための各種予防接種を実施し、疾病予防に努めてまいります。

国民健康保険事業については、本年度からはじまる新たな国民健康保険制度において、道は財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされており、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険税の決定・賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととされております。

そのため、道と本市が一体となって、事務の広域化や効率化を推進するほか、健全な運営に向けて、保険税の収入確保に努めてまいります。

また、医師会等と連携を図りながら、特定健診等の受診機会を高め、受診率の向上を目指すとともに、ジェネリック医薬品の使用促進の啓発や適正受診の推進等を行い、増加を続ける医療費の抑制を図ってまいります。

後期高齢者医療の保健事業については、疾病予防や特定健診等を行ってまいります。

地域医療については、地域包括ケアシステムの推進を図るため、退院支援や認知症対策、健康づくりや介護予防などの取り組みに関して、保健・医療・福祉・介護との連携を図るとともに、市立美唄病院・保健福祉総合施設の基本設計に基づき、平成 33 年春の新病院開

院に向け、実施設計の策定や旧看護宿舎の解体など、施設の整備に取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

なお、実施設計については、工事施工に向けて工事費の詳細な積算、精査を行い、事業費の抑制に努めるとともに、国の交付金を活用するなど、市の財政負担を可能な限り抑えてまいります。

また、事業の進捗状況については、まちづくり地区懇談会やまちづくり出前講座、市のホームページなど様々な場面を通じて丁寧な説明に努めてまいります。

救急医療については、引き続き、地元医師会や近隣中核病院と緊密な連携を図り、救急搬送や救急医療体制を確保してまいります。

市立美唄病院については、「オーダーリング・システム」の稼動により、検査等に要する待ち時間の短縮や業務の効率化に取り組むほか、病院ホームページの刷新を行い、情報の発信や共有に努めてまいります。

市民の皆さんに信頼される病院づくりに向けては、医師や看護師などの確保を図るとともに、職員の資質向上に努めるほか、在宅医療の支援体制や入退院支援など医療機能の強化に取り組んでまいります。

障がい者福祉については、障がいのある方やそのご家族が安心して地域で暮らしつづけられるよう、必要な福祉サービスを安定的に提供できる体制を維持してまいります。

さらに、市民の皆さんがお互いを尊重し、支え合う共生社会の実現に向けて、地域における自立支援に取り組むほか、「北海道障がい者スポーツ大会」を本市と岩見沢市の合同に

より開催し、スポーツを通じて障がいのある方の体力の維持・増進や社会参加の意欲向上を図ってまいります。

また、障がいのある方や高齢者への虐待防止については、早期発見・早期解決に向け、継続して取り組んでまいります。

高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。

また、認知症カフェや認知症サポーター養成講座、見守り声かけ模擬訓練、認知症初期集中支援チームの活動を通じて、認知症のある方とそのご家族が安心して地域で生活できるよう支援してまいります。

生活支援体制については、高齢者向けの民間サービスをわかりやすく紹介した生活便利帳を作成する事業など、今後も地域懇談会を継続しながら、地域の支えあい体制を強化するとともに、新たなサービスの必要性を検討してまいります。

さらに、単位老人クラブの運営に対する支援については、制度の拡充を図ってまいります。

生活福祉については、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援策の強化を図るため、就労相談や住宅確保への給付金の支給を継続するほか、再就職を目指す生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労への基礎能力の形成を図り、自立した生活への支援を継続してまいります。

次に「安全で安心して住めるまちづくり」であります。

防災については、地域の防災力向上のため、自主防災組織の設立を促進していくとともに、関係機関相互における協力の円滑化と住民の防災意識の向上を目的とした防災訓練を行うなど、総合的な防災体制の強化に努めてまいります。

また、情報伝達に要する時間を短縮するため、全国瞬時警報システム・Jアラートの新型受信機を整備してまいります。

防犯については、地域の自主防犯組織の設立を促進していくとともに、警察署をはじめ防犯協会や関係団体と連携を図り、犯罪のないまちづくりに取り組んでまいります。

交通安全については、交通安全3ゼロ運動推進協議会と連携し、小学生を対象とした自転車教室や老人クラブを対象とした高齢者交通安全教室を引き続き開催するとともに、飲酒運転の撲滅に向けた運動を行うなど、交通安全の重要性を啓発してまいります。

また、安全・安心なまちづくりの向上のため、交通安全3ゼロ運動推進協議会と地域安全活動推進協議会のあり方について検討してまいります。

消防については、応急手当の普及を図る市民向けの救急講習会を実施するほか、救急救命士の病院実習及び各種研修を通じて救命処置のスキルアップを図るなど、救命率の向上に努めてまいります。

消防施設については、消火栓の新設や更新をはじめ、大型水槽車の更新及び消防分団詰所の改修工事を行うなど、充実強化を図ってまいります。

火災予防については、査察及び広報活動を行い、家庭における防火意識の向上に取り組

み、住宅火災による被害の軽減に努めてまいります。

消防団については、各種イベントのほか広報活動を通じて入団への呼びかけを積極的に行い、団員の確保を目指すとともに、教育訓練及び研修会を開催し、充実強化に取り組んでまいります。

消費者保護については、近年ますます巧妙化する架空請求詐欺や振り込め詐欺などの犯罪被害を未然に防止するため、「消費者被害防止ネットワーク」を通じた啓発活動をはじめ、消費生活センターに寄せられた被害事例等について、速やかに情報提供を行うなど、市民の皆さんが安全な消費生活を送れるよう、警察や地域の安全・安心を守るさまざまな団体との連携を図ってまいります。

雇用対策については、ふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」に就労支援相談員の配置を継続し、就労促進に努めるほか、企業誘致活動を積極的に展開し、雇用の場の確保に努めてまいります。

また、雇用機会の拡大と人材育成を図るため、人材開発センターなどの関係機関と連携し、就職希望者の技能や知識習得に対する助成及び地元企業が行う人材育成に対する助成を継続するほか、企業と高校生の交流の場の創出や魅力ある地元企業の情報発信等を行い、雇用の確保に努めてまいります。

コミュニティについては、市民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、市民ささえあい推進委員会や地域福祉推進大会を開催し、地域課題への解決につなげるほか、町内会活動はもとより、住民自らが取り組む地域福祉活動に対して、社会福祉協議会や民

生委員・児童委員、事業所、NPO法人等と連携し、支援してまいります。

また、地域福祉の拠点施設である総合福祉センターや地域福祉会館の適切な維持管理を行ってまいります。

次に「みんなで力を合わせるまちづくり」であります。

協働のまちづくりについては、市政への市民参画をさらに進めるため、広報紙や市の公式ホームページ、SNSなどによる積極的な広報活動を展開するとともに、自治組織代表者会議をはじめ、まちづくり地区懇談会や地域応援チームなどの広聴活動を行ってまいります。

また、活力あるまちづくりを進めるため、美唄サテライト・キャンパス事業を通じて、協働のまちづくりに積極的かつ意欲的に参画する「人材」の育成に、引き続き取り組んでまいります。

行財政運営については、本市は、依然として、厳しい財政状況が見込まれることから、美唄市中期財政運営基本方針に基づき健全な財政基盤の構築を進めるとともに、行財政改革を推進し、スリムで持続可能な自治体運営に向けて取り組むほか、多種多様な行政サービスを提供し、市民満足度を高める施策や事業を展開してまいります。

公共施設等の管理については、美唄市公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針と削減目標に基づき、品質・供給・財務の観点から、長期的な管理や活用に関して、施設等の配置や規模、運営方法を見直すなど、適切な進捗管理に努めてまいります。

施策に対応する効率的な組織づくりに向け

ては、多様化する社会や価値観の変化などによるさまざまな行政ニーズに迅速かつ的確に対応するため、職員研修の充実や人事評価制度の活用などにより、職員一人ひとりの能力開発や意欲の向上を図るとともに、道などとの人事交流により、高い専門性を持った人材の育成に努めてまいります。

また、庁内の組織体制については、限られた人材の有効活用を図りながら、新たな課題への対応や施策を推進するとともに、市民サービスの向上を図るため、効率的かつ効果的な体制を構築してまいります。

以上、平成 30 年度の市政執行方針を申し上げます。

本市の市政運営上の最高規範である「まちづくり基本条例」の制定から 10 年が経過しました。

この条例の制定における背景として、明治から昭和初期にかけて、屯田兵や道外からの開拓移住者により、開墾と炭鉱開発が進められ、度重なる水害や冷害とのたたかいを経て、今日の緑豊かな田園都市を築くことができたこと、また、農地の開拓や石炭産業の隆盛と衰退などの経験をする中で、多くの市民が互いに助け合いながら、労苦を乗り越え、まちづくりに力を尽くしてきたことを掲げております。

このように本市は、地域に住む人々が助け合って生活を紡いできたまちであり、今日までの歴史にしっかりと刻まれてきました。

私は、今後も市民一人ひとりが、それぞれの役割を主体的に果たす平和でこころ豊かな地域社会の実現を目指しながら、先人から受け継いだ財産を次の世代にしっかりとつない

でいくためにも、この条例の精神を決して忘れることなく、暖かいヒューマニズムに基づいたまちづくり・地域づくりを進めていくことが重要であると考えております。

そのため、「市民主体のまちづくり、情報の共有、協働のまちづくり」を基本とし、びばい未来交響プラン後期基本計画や美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた、安全・安心で、活力あるまちづくりの実現に向けて、私が先頭に立ち、市民の皆さんと協働しながら、オール美唄で力強く取り組んでまいりたいと考えております。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 平成 30 年第 1 回市議会定例会にあたり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

人口減少や少子高齢化の急速な進行、予想を超える速さで進展するグローバル化や情報通信技術の発達、価値観の多様性やライフスタイルの複雑化など、急激に変化する社会情勢で将来が展望しづらい時代において、市民一人一人が、ふるさとや地域に誇りを持ち、お互いが柔軟性をもって学び・支え合いながら、主体的に社会に関わり、活力に満ち溢れ、持続可能な社会を実現していくこと、そして無限の可能性を秘めた子どもたちには、生涯にわたって夢を持ち続け、志高く、グローバル・共生社会を逞しく生き抜くために必要な資質と能力をバランス良く育むことが教育の重要な役割となっています。

そのためには、学校と社会との接続を視野に、自らが本市の将来を築き上げていくとい

う主体性のもと、学校教育と社会教育が有機的に結合し、地域・家庭と学校が連携を深め、協働して子どもの成長を支える仕組みづくり、人材育成の推進が重要となっております。

小学校においては平成 32 年度、中学校においては平成 33 年度に新学習指導要領に基づき教育課程が実践されることに伴い、平成 30 年度は、新学習指導要領への円滑な繋がりを図るための移行年度であります。

教育行政の執行にあたり、教育委員会といったしましては、次期学習指導要領や美唄市教育大綱の基本理念に基づき、全市的な取り組みを通じ、市民一人ひとり、子どもたち一人ひとりが、夢や目標に向かって積極的かつ果敢に挑戦することができる人材、まちづくりを進めることができる人材を育成するとともに、子どもたちの豊かな学びを支える教育環境づくり、地域資源を生かした多様な教育・学習機会の創出を図る諸施策について、市長部局と連携し全力で取り組んでまいります。

次に、各分野の施策について、申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

幼児期に忍耐力や協調性など非認知的能力を身に付けることが、幼児期以降の生活に大きな差が生まれることから、平成 30 年度から全面改訂される幼稚園教育要領では、幼児期から高校卒業までを一貫した学びの過程の中で「育成すべき資質・能力」を培うことを明確にしております。

幼児期は、多様な経験の中で学んだ基本的生活習慣の自立を通じて、生涯にわたる人格形成の基礎を育む重要な時期であるとともに、身体運動の充実期でもあります。

このため、幼児期において遊びを通して育まれてきたことが小学校の各教科等における学習に円滑に接続するよう、幼稚園、保育園、認定こども園等と小学校とが意見・情報交換を行い、幼保小連携の取り組みを継続してまいります。

また、社会環境の変化や多様化する就学前の子どもに関する教育ニーズに適切に対応するため、幼稚園や保育園、認定こども園の教員、保育士などを対象とした研修の開催や指導主事等の幼稚園訪問等を通じて、教員等の資質と専門性の向上を図るほか、幼稚園教育要領等に表示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の実現に向けてカリキュラム・マネジメントに基づく発達や学びの連続性を確保した取り組みを促進してまいります。

幼稚園教育における特別支援教育や教育研究につきましては、引き続き、教職員や特別支援教育支援員の研鑽を図ってまいります。

学校教育においては、未来の創り手となる子どもたちには、急速に変化する社会の中で、強く・逞しく・優しく生き抜くために必要となる思考力・判断力・表現力等の育成が重要であるとともに、学習に主体的に取り組み、自立性・道徳性・人間性を養うことが求められています。

そのために、学校の最高責任者である校長が優れたリーダーシップを発揮し、マネジメントサイクルによる学校評価・人事評価・授業改善を行い、教職員との強い信頼関係のもと「チーム学校」として学校経営方針を確実に実践できるよう、校長・教頭との定例会議や学校訪問により実施状況を把握し、必要な指導・助言を行うとともに、コミュニティ・

スクールなどの取り組みを通じ保護者や地域等と連携した社会に開かれた確かな学校づくりを推進してまいります。

また、確かな学び・豊かな人格形成を育むためには、学びの連続性が重要であることから、引き続き、幼小連携、小中連携、中高連携の推進に努めてまいります。

確かな学力の育成につきましては、全国学力・学習状況調査や標準学力検査の結果を的確に把握するため、引き続き、市内小中学校の校長・教頭や教職員により構成される学力向上プロジェクトチームが各種学力テストの結果を基に作成した「確かな学力育成プラン」を活用し授業の工夫や改善に繋げるとともに、各学校が家庭学習の方法等について連携を図り、「家庭学習の手引き」を継続的に活用し、家庭学習の習慣化に努めてまいります。

また、小学校では平成 32 年度、中学校では平成 33 年度に全面改訂される次期学習指導要領に示される教育課程を円滑に実施するため、ICTを活用した学習方法の工夫や改善に努めるとともに、各教科における探究的な学習活動を重視しながら習熟度別学習などの充実に努めます。

各学校が長期休業中や放課後に実施する補充的な学習サポート等につきましては、引き続き、本市の教育支援ボランティアや退職校長会からの協力を受け実施してまいります。

外国語につきましては、言語や文化について体験的な理解を深めるため、外国語指導助手との連携により、小学校の外国語活動及び中学校の英語教育の充実に努めてまいります。

特色ある教育の推進につきましては、教室での食育の取り組みとあわせ、子どもたちが

農地に足を運び、体験的に農業や食の大切さを学ぶグリーン・ルネサンス推進事業を続けてまいります。

複式学級がある小学校につきましては、社会科や理科の授業の充実を図るため、学習支援員の配置を継続してまいります。

市内道立高等学校との連携につきましては、高等学校による中学校への出前授業や中学校による高等学校施設の活用などを通し、中高の交流を進めるほか、引き続き、高等学校教育などのキャリア教育活動などに対する支援を行ってまいります。

小中学校の適正配置につきましては、茶志内小学校については、平成 31 年 3 月末に閉校し、同年 4 月 1 日に中央小学校と統合、峰延中学校については、平成 31 年 3 月末に閉校し、同年 4 月 1 日に美唄中学校と統合、峰延小学校については、平成 32 年 3 月末に閉校し、同年 4 月 1 日に中央小学校と統合することについて、保護者並びに地域の皆さんと合意したことから、統合準備委員会と連携し、子どもたちが戸惑いなく、期待や希望を持って学校生活を送れるよう教育環境の課題整理に努めてまいります。

また、南美唄小学校、南美唄中学校につきましては、具体的な統廃合案を示した上で、合意形成に向け、保護者の皆さんと意見交換を進めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、近年、生命の大切さや他人を思いやる心、善悪の判断などの規律意識や公共心の低下などが指摘されていることから、子どもたちの豊かな人間性や社会性などを育むために、子どもたちの発達段階に応じて、社会奉仕体験活動や自然

体験活動や、読書活動など、これら体験活動を通じルールやマナーを身に付けさせるとともに、互いを尊重し合うやさしさと思いやりの心を育ててまいります。

道徳の時間につきましては、本年度から「特別の教科 道徳」となることを踏まえ、各学校の道徳教育推進教員が中心となり、研修会等で道徳科の指導方法を習得し「考え、議論する道徳」を実践してまいります。

不登校対策につきましては、学校と適応指導教室との連携を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーを常勤体制に拡充し、適応指導教室への入級の働きかけを早期に行うなど学校復帰につなげる取り組みを推進してまいります。

いじめの対応につきましては、美唄市いじめ防止基本方針等に基づき対応するとともに、各学校が実施する定期的な調査や教育相談、「仲間づくり子ども会議」の実施を通じ未然防止・早期発見に努め、いじめの疑いがある場合には、特定の教職員が抱え込むことなく、組織的かつ速やかに対応するよう各学校等への指導を徹底してまいります。

登下校時などの安全対策につきましては、地域の皆さんのご協力をいただき、交通安全指導や通学路の安全点検を行うとともに、学校安全マップを更新いたします。

学校内では、外部からの侵入者等から、子どもたち自身が危険回避する能力を身に付けることができるよう警察のご協力の下、防犯訓練等を実施してまいります。

薬物乱用防止教育や性教育に関する指導につきましては、警察署や外部団体のご協力をいただき、善悪に対する子どもたちの正しい

判断力と行動力を育んでまいります。

健やかな体の育成につきましては、児童生徒が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、1日3食を規則正しく、バランスよく食べる「食習慣」と体力向上に繋がる「運動習慣」、十分な休養と睡眠をはじめとする規則正しく健康を意識した「生活習慣」を子どもの頃から定着させることが不可欠であります。

特に、「食べる力」は「生きる力」を育むための基本的な営みであり、朝食欠食や偏食は、肥満や痩身、体力や学力の低下にも直接繋がることから、学校、家庭、地域が連携して食を基本とした健康づくりに取り組んでまいります。

また、学校においては、栄養教諭による食育の指導を通じて、食に関する知識を習得し、健康への関心を高め、健全な食生活を実践できる力を育む取り組みを推進してまいります。

学校給食につきましては、食育を推進するための「生きた教材」であることから、給食を通じて、食の重要性や楽しさ、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、食の安全・安心を第一に、地場食材の活用と施設の衛生管理の徹底を図ってまいります。

体力の向上につきましては、体力・運動能力における敏捷性や持久力等に課題が見られることから、縄跳びや持久走など「一校一実践」の取り組みを通じて運動習慣の確立に努めてまいります。

特別支援教育につきましては、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育

システムの理念を踏まえ、特別支援教育支援員を効果的に活用し特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じるとともに、専門チームによる巡回相談や特別支援教育連携協議会、各学校の特別支援教育コーディネーターの連携や資質向上を図るための研修を通じ、特別支援教育の充実に努めてまいります。

信頼される学校づくりに向けましては、地域に開かれ信頼される学校を実現するため、学校には、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。

同時に、保護者や地域住民が、学校と共に地域の教育に責任を負うとの認識の下、学校運営に積極的に協力していくことが重要となっていることから、コミュニティ・スクールなどの活動を通じて、特色ある学校づくりに取り組んでまいります。

子どもの貧困対策につきましては、就学援助制度の周知を徹底するとともに小・中学校の入学前に新入学用品費を支給するなど、必要とする時期に適切な就学支援ができるよう努めてまいります。

全市的な取り組みとしましては、学校での子どもたちの様子を多くの市民の皆さんが参観することにより、教育への関心と理解を深めていただく取り組みとして、美唄市地域一斉参観日を継続実施してまいります。

教職員の不祥事防止に向けては、自らの行動が公務の信用に甚大な影響を与えることを常に自覚するとともに、服務に関する研修資料を効果的に活用しながら、職場研修や個人面談の一層の充実に努めます。

また、教職員の勤務負担軽減を図るため、管理職の指導のもと、勤務時間の割振り等を適正に行うとともに、部活動については、時間や休養日の設定等、部活動の在り方について学校等と協議し、方向性を取りまとめてまいります。

教職員研修につきましては、学校を取り巻く新たな教育課題に対応できる力量を身に付けるために、各種研修を積極的に受講、参加することが大切であることから、学校ごとの課題に対応した校内研修の充実ははじめ、公開研究指定校事業を継続実施し、空知教育センター等が開催する各種研修会への積極的な参加を通じて専門的知識や技能の習得を図り教職員の資質の向上に努めてまいります。

また、教職員が美唄の歴史や産業などを学び、授業等に活かしていくことができるよう「ふるさと美唄研修」を継続実施してまいります。

学校施設につきましては、学校の統廃合に伴い、中央小学校校舎及び屋内運動場の屋上防水・外壁及び内部改修工事実施設計委託、美唄中学校屋内運動場屋根葺き替え工事を実施するほか、中型スクールバス1台を更新します。

また、学校給食センターにつきましては、老朽化している蒸気ボイラーを更新し、調理や食器洗浄などの衛生管理を徹底し、適正な施設管理を図ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

青少年の健全育成活動の推進につきましては、少子高齢化や高度情報化の進展により社会状況が急速に変化している状況の中、市民総ぐるみで青少年の健全な育成に取り組み、

良好で安全、安心な環境をつくるパートナー意識の高揚が極めて重要となっております。そのため、「美唄市教育の日」の趣旨を踏まえ、家庭、学校、地域が連携して青少年の健やかな成長を支えることができるよう、さまざまな体験機会の提供やダンス教室の開催、芸術文化活動の促進、優良青少年表彰などを実施するほか、青少年センターでは、街頭指導、有害環境の浄化、情報モラルの育成など、安全な地域づくりを進めるため、必要な指導と啓発を継続してまいります。

放課後児童施設につきましては、子どもたちが放課後に安心して過ごせる家庭に代わる生活の場・成長の場であるとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援するための施設であることから、施設に配備されている備品等について計画的に更新するなど、安心・安全な施設運営に努めてまいります。

生涯学習活動の充実に向けましては、市民一人ひとりが主体的に学び、地域への関心と愛着を深めながら、心豊かに暮らすことができるとともに、ライフステージに応じ生涯にわたって学び続けることができるよう市民ニーズを的確に踏まえながら、美唄サテライト・キャンパス事業における各種講座や連携協定を締結している大学との協働事業を実施し、学びの成果をまちづくりやひとづくりに循環・還元できるよう努めてまいります。

文化財につきましては、本市の歴史や文化を後世に伝える重要な財産であり、地域の愛着や誇りにつながるものであることから、引き続き、その保存と活用に努めてまいります。

有形文化財である美唄屯田兵屋等の木造建築物につきましては、老朽化に対する現状保

存が課題となっていることから、施設保全点検を実施し、保存や活用のあり方について検討するとともに、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りにつきましては、保存会との連携により、周知活動や後継者の育成に努めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、文化団体との連携を図り、市民文化祭をはじめとする舞台公演等への支援を通じ、市民の皆さんの創作活動や芸術文化に触れる機会の充実に努めてまいります。

公民館・市民会館につきましては、市民の皆さんの相互の交流や文化活動の充実につながるよう利用促進に努めるとともに、公民館各分館の利用実態を把握し、公民館機能の必要性を調査し、施設のあり方を検討してまいります。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄につきましては、昨年度、開設 25 周年を記念した「安田侃ブロンズ展」「安田侃のまなざし展」の開催や今後予定される道道美唄富良野線の開通を契機に、多くの来訪者が見込まれることから、市民ギャラリーとして利用されている木造建物の老朽化への対応や作品展示の在り方等、今後のあるべき姿を示すビジョンを策定し、独自性を有する美術館としての位置づけを高めてまいります。

社会教育施設につきましては、市民の皆さんの多様な生涯学習ニーズに応えるため、適切な管理運営に努めてまいります。

郷土史料館につきましては、特別展や移動史料館の開催のほか、学習活動や作品発表の場として利用の促進を図ってまいります。

図書館につきましては、指定管理者制度を

導入し、ブックスタート事業や本の読み聞かせなどの読書活動を継続するとともに、蔵書の充実や地域資料の整備、学校等への配本、各種情報の提供などを通じて、市民の皆さんや子どもたちが本に触れ合うことができる図書館づくりに努めてまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、市民の皆さんが健康で生き生きと暮らすことができるまちづくりを目指して取り組んでまいります。

そのため、市民総ぐるみによる健康づくりの取り組みとして、引き続き「チャレンジデー」に参加し、市民の皆さんの運動・スポーツ習慣への意識の醸成を図ってまいります。

また、市民の皆さんがそれぞれの体力や年齢に応じ気軽に取り組めるウォーキングをはじめとした軽スポーツや各種スポーツ競技等については、NPO法人美唄市体育協会をはじめ関係団体等と連携協働して取り組み、生涯スポーツの推進に努めてまいります。

スポーツ合宿誘致の推進につきましては、国内競技団体に関する情報収集や本市のPR活動を継続するとともに、昨年度合宿実績のある団体などに積極的に声かけするなど、誘致に向けた取り組みを進めてまいります。

安全で快適なスポーツ施設につきましては、充実したスポーツ活動のために不可欠なものであり、適切に環境を整える必要があります。

そのため、市民が利用しやすい適切な施設の管理運営について指定管理者と連携し施設の維持管理を図ってまいります。

また、平成30年度は、公園施設長寿命化計画に基づき、引き続き、社会資本整備総合交付金を活用した市営野球場の改修を実施いた

します。

以上、平成30年度の教育行政における主要な方針について申し上げます。

今、教育に求められていることは、未来に向かって、子どもたち一人ひとりがさまざまな困難を乗り越える力、「生き抜く力」を身につけさせることであります。

いかなる環境にあっても逞しく生き抜く力があれば、その先にある希望や夢は必ず叶えることができ、そして子どもたちの夢の実現は、未来への光り輝くバトンとして次代の子どもたちに引き継がれ、本市の明るい未来の礎になっていくものと確信します。

教育委員会といたしましては、子どもたちが跳ね返されても立ち上がり、未来に向かって逞しく、心豊かに歩み続ける資質と能力を培うために、教育環境についてさらなる拡充を図るとともに、多様な今日的、教育課題に対して、現状・課題を的確に捉え、学校・家庭・地域が進むべき目標を共有し、連携・協働しながら、全力で取り組んでまいります。

市民の皆様及び市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長小関勝教君 次に日程の第7、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第11、報告第5号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって報告第1号ないし報告第5号の以上5件を終わります。

●議長小関勝教君 次に日程の第12、報告第

6号美唄市国民保護計画変更報告の件を議題といたします。

本件に関し、報告の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました報告第6号美唄市国民保護計画変更報告の件について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、国の基本指針及び北海道国民保護計画との整合性を図るため、核や生物剤、化学剤による攻撃の場合における避難方法及び交通規制に関する規定を新設するとともに、機構改正や用語の修正等に関する変更を行ったほか、警報の伝達手段としてホームページ及び消防サイレンを追加したものであります。

本計画につきましては、美唄市国民保護協議会での審議、さらには北海道知事との協議を経て変更したもので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により報告するものであります。

●議長小関勝教君 これより本件について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって報告第5号を終わります。

●議長小関勝教君 次に日程の第13、議案第15号美唄市の休日に関する条例等の一部改正の件ないし日程の第29、議案第31号市道路線の廃止の件の以上17件について、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程さ

れました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第15号美唄市の休日に関する条例等の一部改正の件であります。

本件は、美唄市の休日に関する条例に規定する年末年始の休日について、国や北海道など、他の官公庁の休日と異なる扱いとなっていることから、市民生活や行政サービスにおける不便の解消や国、北海道などとの更なる連携の必要性などを考慮し、年末年始の休日を他の官公庁と合わせるため、美唄市の休日に関する条例のほか、関連する条例について必要な改正を行うものであります。

次は、議案第16号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、特殊勤務手当の適正化の観点から、制度の趣旨に合致しない保育所に勤務する保育士に支給されている保育業務手当を廃止するほか、市立美唄病院が在宅療養支援病院としての体制を整備したことに伴い、勤務する看護師及び准看護師のうち、訪問看護のため平日の勤務時間外及び休診日に自宅待機を命ぜられた職員に対し、訪問看護待機手当を支給するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第17号美唄市立学校設置条例の一部改正の件であります。

本件は、平成31年3月31日をもって美唄市立茶志内小学校及び美唄市立峰延中学校を閉校し、美唄市立中央小学校並びに美唄市立美唄中学校と統合すること、また、平成32年3月31日をもって美唄市立峰延小学校を閉校し、美唄市立中央小学校と統合することに伴い、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 18 号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件であります。

本件は、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が公布され、損害補償の支給額を算定する際の補償基礎額の加算額が改定されたことから、必要な改正を行うもので、附則において、施行期日及び経過措置を設けたものであります。

次は、議案第 19 号美唄市火災予防条例の一部改正の件であります。

本件は、違反対象物に係る公表制度の実施について、消防庁から通知があり、重大な消防法令違反のある防火対象物については、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者による防火安全体制の確立を図ることとされたことから、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 20 号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件であります。

本件は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、政令に定められている手数料の標準額については、地方分権計画に基づき、原則として 3 年ごとの見直しが行われていることから、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 21 号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件であります。

本件は、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」及び「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が施行され、国民健康保険制度の都道府県化に伴い、全道均一の給付が行

われるよう葬祭費の支給額を統一するほか、文言整理について必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 22 号美唄市医療費助成条例の一部改正の件であります。

本件は、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び関係政令」が施行され、高齢者医療の確保に関する法律施行令の一部改正により、広域連合の被保険者の要件等を見直すことから、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 23 号美唄市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正の件であります。

本件は、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、新たな国民健康保険制度移行後の基金について、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 24 号美唄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び関係政令」が施行され、高齢者医療の確保に関する法律施行令の一部改正により、広域連合の被保険者の要件を見直すほか、附則について必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 25 号美唄市認定こども園条例の一部改正の件であります。

本件は、市立栄幼稚園が平成 32 年 3 月末をもって閉園することに伴い、公立幼稚園の役割を認定こども園ひまわりに移行することから、同園の短時間保育の定員を変更するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 26 号美唄市指定居宅介護支援

等事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件であります。

本件は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、介護保険法の一部が改正され、指定居宅介護支援事業者の指定の権限が都道府県から市町村に移譲されることになることから、国の省令に基づき都道府県の条例で定められていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準については、当該市町村の条例で定めることとされたことから、条例を制定するものであります。

次は、議案第 27 号美唄市介護保険条例の一部改正の件であります。

本件は、「地域包括支援システムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村の質問検査権が第 2 号被保険者の配偶者等についても対象となるよう範囲が拡大されたほか、美唄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期計画）策定により、平成 30 年度から平成 32 年度までの介護保険料が決定することに伴い、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 28 号美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件であります。

本件は、国の基準省令である「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 29 号美唄市中小企業等振興条

例の一部改正の件であります。

本件は、中小企業基本法第 6 条に基づき、地方自治体は、基本理念にのっとり、中小企業者の振興ため、必要な施策を行わなければならないこととなっていることから、補助金の交付及び融資制度について、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 30 号美唄市都市公園条例の一部改正の件であります。

本件は、「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が公布され、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の全体敷地面積に占める割合の上限については、当該市町村の条例で定めることとされたことから、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 31 号市道路線の廃止の件であります。

本件は、東美唄自転車道について、用途変更に伴い、道路法の規定により廃止するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 ただいま提案理由の説明がありました議案第 15 号ないし議案第 31 号の以上 17 件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これより、議案第 15 号ないし議案第 31 号の以上 17 件について、一括大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第 15 号ないし議案第 20 号の

以上6件は、総務・文教委員会に、議案第21号ないし議案第31号の以上11件は、産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第30、議案第2号平成29年度美唄市一般会計補正予算（第8号）ないし日程の第42、議案第14号平成30年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上13件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第2号平成29年度美唄市一般会計補正予算（第8号）であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越明許費、第3条地方債について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,639万4,000円を追加し、補正後の予算総額を160億5,043万円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、民生費には、平成30年4月の介護保険制度の改正に伴いシステム改修を行う「地域包括支援システム改修事業」に要する経費を計上いたしました。

農林費には、国の第1次補正予算により持続可能な農業構造を実現するため、人・農地プランに位置づけられた経営体が行う、農業機械等の導入に対し支援する「担い手確保・経営強化支援事業」を計上しました。また、

道営基幹水利施設整備事業の中村南地区について、事業主体である道の事業調整により、実施予算が増額になったことに伴い、農家負担軽減対策を行う「農業競争力基盤強化特別対策事業」を増額計上いたしました。

教育費には、燃料単価の高騰により市内小中学校で使用する暖房の燃料費に不足が生じるため、その不足分を増額する「小学校管理運営事業」及び「中学校管理運営事業」に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

諸支出金には、平成30年4月から介護保険の総合事業が独自サービスを実施することに伴うシステム改修に要する経費の一部を負担する「介護保険会計支出金」に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する道支出金、繰越金及び市債を増額補正し財源対応をいたしました。

第2条繰越明許費の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「農業競争力基盤強化特別対策事業」について、平成29年度中に事業が完了できないため、繰越明許費を設定するものであります。

第3条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「農業競争力基盤強化特別対策事業」について、事業の実施に伴う財源として「農業基盤整備債」を280万円増額発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

次は、議案第3号平成29年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第2号）であります。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 984 万 3,000 円を増額補正し、補正後の予算総額を 39 億 5,390 万 6,000 円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、諸支出金に、平成 28 年度療養給付費等負担金に伴う超過交付分及び平成 26 年度・平成 27 年度財政調整交付金、特別調整交付金の超過交付分を平成 29 年度において返還する「過年度精算金」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する繰越金を計上し財源対応をいたしました。

次は、議案第 4 号平成 29 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 2 号）であります。

本件は、第 1 条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 521 万 4,000 円を増額補正し、補正後の予算総額を 28 億 2,576 万 8,000 円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、平成 30 年 4 月から介護保険の総合事業が独自サービスを実施することに伴い必要なシステム改修を行う「介護予防マネジメント事業」に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する介護保険料、国庫支出金、道支出金及び繰入金を計上し財源対応をいたしました。

次に、平成 30 年度各会計予算について申し上げます。

平成 30 年度の予算編成につきましては、将来を見据えたまちづくりの施策の推進と健全

な財政運営のために、抑制基調としながらも、びばい未来交響プラン（第 6 期美唄市総合計画）の都市像に掲げている「食・農・アートが響き合う緑のまち美唄」の実現を目指し、地域経済の活性化、環境（ごみ処理・都市基盤）の整備、安全・安心の確保、人づくりを重点施策として、限られた財源の中で、事業の選択と集中を図り、所要の事業について予算計上したところです。

この結果、全会計の予算の総額は、272 億 1,896 万 2,000 円となりました。

以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第 5 号平成 30 年度美唄市一般会計予算であります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 154 億 6,654 万 9,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第 1 表のとおりであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げますと、

議会費には、議会の運営に要する一般管理事務などを、総務費には、移住・定住促進事業や行政情報化運用事業、美唄市バス路線維持費補助事業などを、民生費には、認可外保育施設多子世帯保育料補助事業や病児保育室管理運営事業などを、衛生費には、医療等拠点づくり推進事業や感染症予防対策事業を、労働費には、地元就職等応援事業などを、農林費には、多面的機能支払交付金事業や中心経営体農地集積促進事業などを、商工費には、農商工連携推進助成事業や特産品情報発信事業、国内外観光客誘致対策事業などを、土木

費には、除雪機械整備事業や橋りょう新設改良事業、住宅改修促進助成事業などを、消防費には、消防車両整備事業や消防施設整備事業などを、教育費には、小学校大規模改修事業や体育施設整備事業などを、公債費には、市債の元利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には、特別会計に対する繰出金などをそれぞれ計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上しました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第6号平成30年度美唄市民バス会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を3,922万4,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に、3,775万6,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に、1,193万4,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第7号平成30年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を29億8,288万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、

第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、21億2,186万1,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、道支出金に、21億3,685万9,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第8号平成30年度美唄市下水道会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、17億1,885万7,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、下水道費に、4億253万4,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に、4億1,532万8,000円を計上しました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第9号平成30年度美唄市介護保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、27億5,039万5,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、24億7,311万2,000円を計上

しました。

一方、歳入の主なものとしましては、支払基金交付金に、7億74万5,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第10号平成30年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、2億2,727万1,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費に、1億7,992万6,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、サービス収入に、2億1,181万4,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第11号平成30年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、8億1,509万6,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に、8億307万2,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料に、2億6,633万8,000円を計上しました。

次は、議案第12号平成30年度市立美唄病院事業会計予算であります。

第2条は、病床数、年間患者数、一日平均患者数及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第11条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、継続費、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額、重要な資産の取得及び処分について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第13号平成30年度美唄市水道事業会計予算であります。

第2条は、給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第14号平成30年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第2条は、給水事業所数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案

第2号ないし議案第14号の以上13件については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第2号ないし議案第14号の以上13件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号ないし議案第14号の以上13件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

丸山文靖議員、吉岡建二郎議員、

松山教宗議員、川上美樹議員、

楠徹也議員、森川明議員、

本郷幸治議員、吉岡文子議員、

山崎一広議員、桜井龍雄議員、

谷村知重議員、土井敏興議員、

金子義彦議員の以上13人の議員を指名いたします。

●議長小関勝教君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時39分 散会

